

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 小値賀町商工会の管轄地区と自然状況

小値賀町(おぢかちょう)は、長崎県の五島列島北部の小値賀島と周辺の島々を行政区域とする町で、北松浦郡に属し、五島列島の北、佐世保市の宇久島(旧北松浦郡宇久町)と新上五島町の間位置し、小値賀島とその周辺に散在する大小17の島(小値賀火山群島)からなる。町の中心部は小値賀島の南部にある笛吹(ふえふき)地区で、この付近が最も人口が多くなっている。

本島には、中央部に海拔105メートルの番岳があり、西方、北東方、南東方海岸には丘陵が続いている。いずれも火山の噴出によって生じた珍しい火山群島で、地形は、一般に平坦で海岸線の出入りが多く東方には自然の良港前方湾、南方には、本町の玄関笛吹港がある。

気象は、黒潮暖流が九州の南西海岸で枝別れして、一部は九州西海岸沿いに五島近海を経て日本海に入る対馬海流の影響を受けて「温暖多雨」な海洋性の気候である。

- 町の面積：25.46km<sup>2</sup> (小値賀島 - 12.22km<sup>2</sup>)
- 有人島：小値賀島、斑島、黒島、大島、納島、六島(むしま)、野崎島
- 無人島：小黒島、宇々島、藪路木島、赤島など
- 山：番岳(小値賀島、標高104m)、本城岳(小値賀島、標高111m)、二半岳(野崎島、標高305m)

(2) 地域の災害リスク

①洪水

・当町の洪水リスクについては、小値賀島が面積約12km<sup>2</sup>の平坦な地形をもつ離島であり、小規模河川しかないことから、限定的である。集中豪雨による小河川の増水による田畑、道路、宅地の冠水が一部地域(柳、中村)で過去観測され床下浸水家屋は発生していないが、高潮時には、床下床上浸水の可能性があり、警戒が必要である。

②土砂災害

・当町の土砂災害リスクについては、地形的に平坦であっても、急傾斜地が島内に散在している。土砂災害警戒区域に指定されているのは27箇所、土砂災害特別警戒区域は、25箇所指定されている。また、急傾斜地崩壊危険箇所は18箇所、土石流危険区域は3箇所指定されている。過去の台風、集中豪雨時に、急傾斜地でがけ崩れが数か所発生したが、人家被害は出ていない。危険区域・警戒区域に指定されている区域に現存する人家は100軒未満あり、また、避難所への避難路に相当する道路沿いにも指定箇所があることから、警戒が必要である。

③地震

・長崎県が平成18年3月に出した「長崎県地震防災アセスメント調査報告書」で、当町が最大被害を受ける地震は、小値賀町直下地震と想定されている。  
想定地震規模、M6.9、震源上端深さ3Km。被害想定は、町内3,065棟中、大破404棟(約13%)、中破778棟(約25%)。  
過去、当町に影響があった地震は、平成17年3月20日の福岡県西方沖地震で、当町での震度は4であった。  
当町の周辺には、現在判明している断層は存在しておらず、大規模地震による被災の確率は高くないが、想定外の大規模地震には、過去の日本国内の事例から警戒をする必要がある。

#### ④津波

当町では、過去大きな津波被害は無い。長崎県の津波シミュレーションは、平成28年10月31日の「長崎県津波浸水想定について(解説 第2版)」で、最大津波高3mの想定をしている。この津波による、想定浸水地域は、筒井浦地区に数軒ある。最大津波高の数倍の標高まで津波遡上が想定されることから、標高の低い地域では、津波遡上による被害も想定し、警戒が必要である。

#### ⑤台風

当町において最大被害をもたらした台風は、昭和62年8月31日の台風12号である。推定最大瞬間風速70m/sで、死者1名、重軽症者3名、全壊21棟、半壊44棟、一部損壊1,274棟、被害額16億4600万余の被害をもたらし、全戸停電・断水となった。

当町は、九州北部の西海上にあり、毎年台風が通過する位置でもあることから、昭和62年の台風12号を上回る規模の台風の襲来を警戒する必要がある。

#### ⑥感染症

・感染症は社会生活において甚大な影響を及ぼし、経済を止めてしまう恐れがある。インフルエンザウィルスは、流行すると事業経営がストップする危険もある。特に、新型コロナウイルス感染症は、極めて高い感染力によって世界的な大流行を引き起こしており、直接的な感染被害だけでなく、感染予防のための活動自粛によって経済への深刻な打撃を引き起こしている。

・感染症への対応については、当町商工業者へ感染対策についての情報提供を行うだけでなく、当町とも連携しながら新しい生活様式に即した各業種別ガイドラインを遵守しながら感染予防策をとっていくことが重要である。

#### (3)商工業者の状況

- ・商工業者数 138事業者(令和2年4月1日現在)
- ・小規模事業者数 127事業者

#### 【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者	備考
商 工 業 者	建設業	14	13	町の中心部に立地
	製造業	12	12	町内に広く分布
	卸売業	0	0	
	小売業	39	38	町内に広く分布
	飲食店・宿泊業	27	27	町の中心部に立地
	サービス業	27	27	町の中心部に立地
	その他	19	10	
	(計)	138	127	

#### (4)これまでの取組

##### ①当町の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

##### ②当会の取組

- ・小値賀町商工会自身の事業継続計画に相当する商工会危機管理マニュアルの作成  
(令和2年7月更新)
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知  
巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知を行ってきたのをはじめ、当会配布のチラシにおいて、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。
- ・事業者BCP策定セミナーの開催  
これまで、当会主催での小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施したことはなく、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関して、管内の小規模事業者への周知や実施協力を行っている。
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・全国商工会連合会や長崎県火災共済協同組合等と連携した損害保険への加入促進  
全国商工会連合会では、(1)超ビジネス総合保険(2)業務災害補償(3)火災・地震災害補償(4)休業補償プランについて各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進と合わせ、小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、長崎県火災共済協同組合等と連携した普及・加入促進を行っている。
- ・消防団活動の充実強化に向けた支援に関する細目協定書(平成30年に当町と当会で締結)

## II 課題

・現状では、当会の商工会危機管理マニュアルは策定されているが、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、関係機関との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。さらには、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等の職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。また、地区内の小規模事業者における事業者BCP(事業継続力強化計画)の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い現状がみられる。

### (1)事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業者のうち、既にBCPを策定している事業者は、まだない。したがって、事業者BCPの策定に関する町全体の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。町との連携による取組強化への必要性が高まっている。

### (2)策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

### (3)小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

### III 目標

上記のような現状、課題を踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、当会と当町が連携しながら小規模事業者の防災・減災対策について支援を強化することを目的に小規模事業者が事業を継続していくための経営力向上を進め、小規模事業者への防災・経営支援を伴走して取り組んでいく。

そうした中、今後の大規模災害等が発生した場合を見据えた振興のあり方を踏まえ、事業資産の損害を最小限にとどめつつ事業の継続あるいは早期復旧を可能とする目標として下記のような取組を強化し実行していく。

- ・BCP策定の必要性の周知強化

当会及び当町により、地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

- ・被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

- ・管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

独自の取組目標(セミナー開催回数、事業継続計画(BCP)策定件数)

- ・巡回や窓口相談時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※意欲的で必要性の高い事業者をセミナー開催してBCP策定支援を行う。

	現行	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
①セミナー開催回数	—	1回	1回	1回	2回	2回
②BCPプラン策定件数	—	3件	3件	3件	4件	4件

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

#### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

管内小規模事業者に対するBCP計画の必要性について普及・啓発を目的として、年度事業計画に計画策定支援件数の目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

##### ① 広報等による啓発活動

当町のハザードマップをそれぞれの事務所内に周知掲示をするほか、会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む事業者の紹介等を行う。

##### ② ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、その影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。

##### ③ リスク軽減のための損害保険などの提案の実施

事業者BCPを検討する際、自然災害に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う所得の損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこでリスク管理状況を確認するためのヒアリングを巡回や窓口相談時に実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案する。BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

##### ④ 事業者BCP策定に関する支援・セミナーの実施

小規模事業者に対し、事業者BCP(簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行い、同時に保険相談会等を実施する。セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定の個別支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスクを軽減するための対策を提案する。

##### ⑤ BCP策定支援研修(職員)

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

#### (2) 商工会自身の事業継続計画(商工会危機管理マニュアル)の策定と更新

当会は、近年、大規模自然災害が多発するなかで当会における事業継続計画、変更がある都度更新している。感染症対策など新しい項目を盛り込みつつ、計画の実行性を高めていく。

(3) 関係団体等との連携

関係機関への普及啓発ポスター掲示を行い、全国商工会連合会と連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

	現行	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
①セミナー開催回数	—	1回	1回	1回	2回	2回
②BCPプラン策定件数	—	3件	3件	3件	4件	4件

※事業者の事業継続力強化と同様に、突発的な自然災害が発生した場合に事業を継続するため必要な防災意識を高め、情報提供を第一に考えた事業継続のための支援を行う。事業者の緊急時等における備えとなる事業継続計画策定につなげていく。

(4) フォローアップ

小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

現在、定期的に当会、当町産業振興課、親和銀行小値賀支店との定例会を開催しており、定例会開催時に、計画の進捗状況確認や改善点等について協議する。また、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続等について情報交換を行っていく。全国各地の緊急事態発生時の動向等を把握するとともに参加者相互の支援ノウハウについて情報交換を行うことで一層の向上に努める。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

大規模災害の発生を想定して、町は総合防災訓練を毎年1回以上実施している。当会は、この訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当町との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

災害発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、携帯電話やSNS等を利用して、2時間以内に職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を把握する。また、3時間以内に役員の被災状況を確認し、当会と小値賀町とで情報共有をする。
- ・当会事務所に保管する商工業者の重要情報(例:商工業者台帳、商工業者名簿、決算書、申告書、日計表、融資申込書類、労働保険台帳、労働保険年度更新書類、各種共済台帳、指導カルテ、補助金等申請書)などの保全に努める。
- ・感染症の流行の場合は、当町に対策本部が設置されたり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条にもとづく緊急事態宣言が発出された段階から、当会事務所における感染対策を最優先に実施する。

(2) 応急対策の方針決定

- ・当会と町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合に、当町または当会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

○被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	○地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ○地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域に連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	○地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない

※なお、連絡のとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

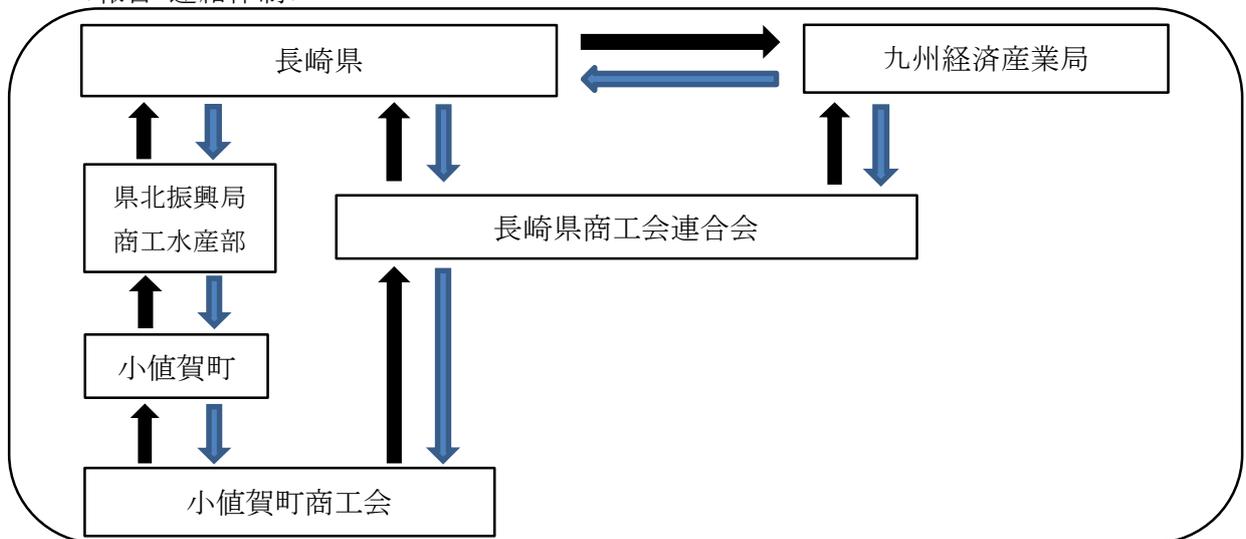
・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回連絡する。
1週間～2週間	1日に1回連絡する。
2週間～1カ月	2日に1回連絡する。
1カ月以降	1週間に2回連絡する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当町の指示に従って、被災地域での活動を行うことについて事前に決める。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、長崎県が指定する方法(「長崎県における中小企業関係被害状況報告について(通知)」令和元年8月28日付31産政第79号)にて、当町より長崎県(県北振興局商工水産部商工観光課を經由して)へ報告する。

<報告・連絡体制>



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<被害状況報告の内容>

項目	被災事業所の内容
事業所名	被災事業所の名称
所在地	被災事業所の所在地
業種	製造業、建設業、卸・小売業、サービス業、その他
被害状況	①人的被害(死亡、行方不明、重症、軽症)の状況 ②建物被害(全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、焼失等)の状況 ③土地(事業用資産に限る)の被害額(堆積土砂排除費・整地費等) ④機械設備等(コンピューターのプログラムデータを含む)の被害額 ⑤商品、原材料、仕掛品等の被害額 ⑥器具備品の状況 ⑦車両の状況
被害金額	金額
従業者数	従業者数

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

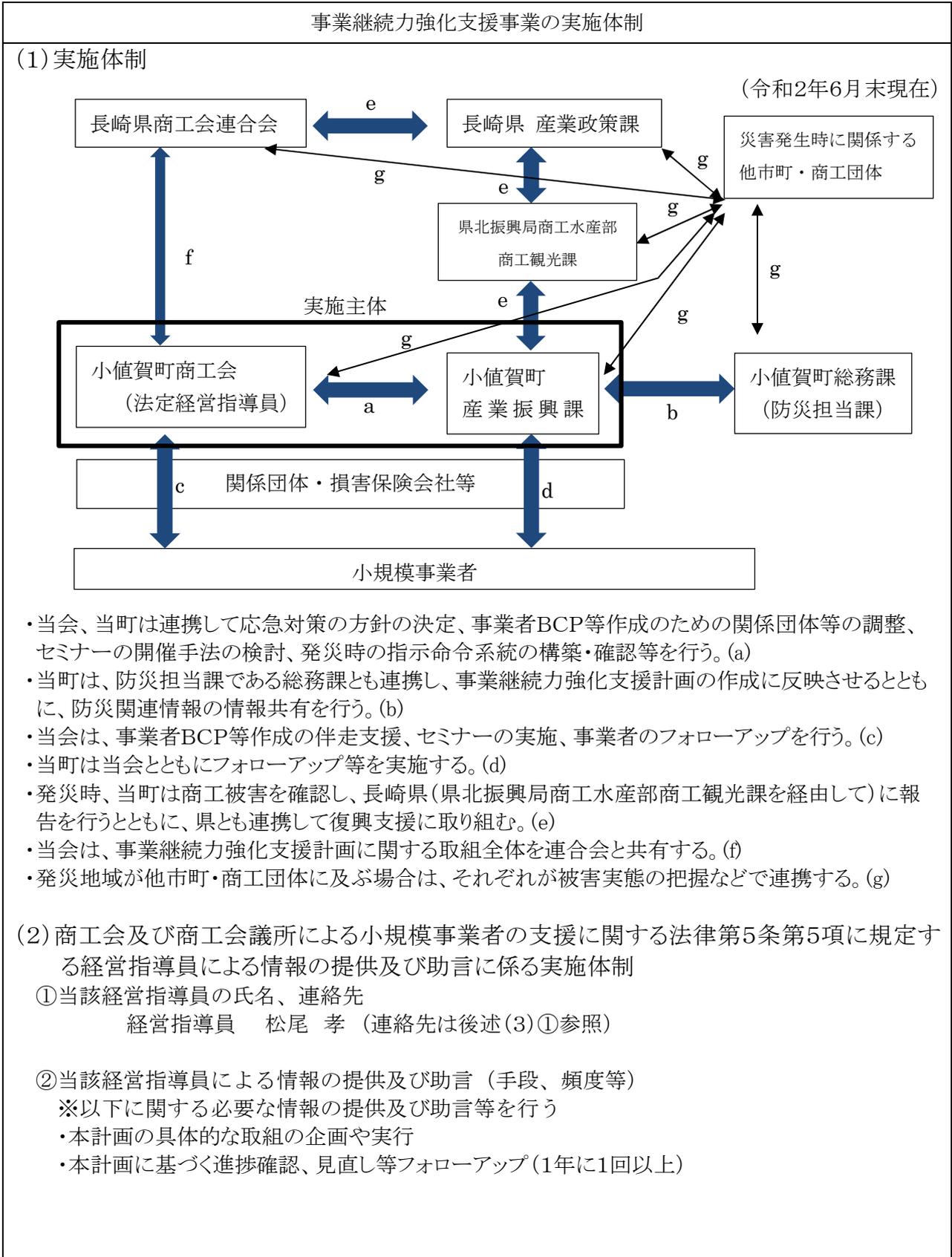
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会、関係市町連絡先

①小値賀町商工会

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 1537 番 54

TEL:0959-56-2323/FAX:0959-56-2755

E-mail:ojika@shokokai-nagasaki.or.jp

②小値賀町

小値賀町役場 産業振興課

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

TEL:0959-56-3111/FAX:0959-56-4185

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・協議会運営費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長崎県補助金 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
(該当なし)
連携して実施する事業の内容
(該当なし)
連携して事業を実施する者の役割
(該当なし)
連携体制図等
(該当なし)